

議案第 1 7 4 号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和 3 2 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項の表を次のように改める。

占用料

| 種 別 | 単 位 | 金 額 |
|-----------------------------------|---------------------|---------|
| 電柱その他これに類するもの （支線、支柱及び支線柱を含む。） | 1 月 1 本につき | 5 9 0 円 |
| 電線その他これに類するもの | 1 月 1 メートルにつき | 3 円 |
| 鉄塔 | 1 月 1 平方メートル につき | 5 1 0 円 |
| 変圧塔 | 1 月 1 個につき | 5 1 0 円 |
| 簡易型携帯電話システム無線 基地局 | 1 月 1 個につき | 2 5 0 円 |
| 水道管、下水道管、ガス管そ の他これらに類するもの | 1 月 1 メートルにつ き | 7 4 0 円 |

| | | | |
|--|---------------------|---------------------|---|
| 通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽、下水道施設等で地下に設けられるもの | | 1月1平方メートルにつき | 300円 |
| 郵便差出箱、信書便差出箱及び公衆電話所 | | 1月1個につき | 510円 |
| 標識 | | 1月1本につき | 410円 |
| 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの | | 1月1平方メートルにつき | 840円 |
| 天体、気象又は土地観測施設 | | 1月1平方メートルにつき | 200円 |
| 工事用施設及び工事用材料置場 | | 1月1平方メートルにつき | 1,280円 |
| 競技会、展示会その他これらに類する催しを行う際一時的に掲出する広告物 | 看板、横断幕その他これらに類するもの | 1枚の表示面積1日1平方メートルにつき | 3,400円 |
| | 広告塔、アーチその他これらに類するもの | 1日1点につき | 11,300円 |
| 自転車駐車場 | | 1月1平方メートルにつき | 当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額として規則で定める額に0.0025を乗じて得た額 |
| 地域における催しに関する情報を提供するための看板 | | 1月1平方メートルにつき | 320円 |
| 地域における催しに関する情報を提供するための広告塔 | | 1月1平方メートルにつき | 1,500円 |
| 保育所その他の社会福祉施設（政令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。） | | 1月1平方メートルにつき | 当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額として規則で定める額に0.0025を乗じて得た額 |
| その他の占用物件 | | 前各項類似の項目に準じて市長が定める。 | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあつては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

都市公園の占用料の額を改定するため、この条例を制定するものである。